

広島県告示第千二百九十六号

広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）第五条の三の規定により、収納事務を委託する者を次のとおり定めた。

令和二年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	委 託 内 容	委 託 開 始 年 月 日
一般社団法人広島県自動車整備振興会	広島県広島市西区観音新町四丁目一三番一三―三号	一般社団法人広島県自動車整備振興会及び一般社団法人広島県自動車整備振興会福山支所における広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）に基づく自動車税の種別割に係る徴収金の収納	令和二年二月二八日
国分グローサーズチエーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目一番一号	直営店舗及び加盟店舗における広島県税条例に基づく個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納	同 右
株式会社セコマ	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四二―番地	同 右	同 右
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	同 右	同 右
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二―号	同 右	同 右
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一	同 右	同 右
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	同 右	同 右
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号	同 右	同 右
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一―番二号	同 右	同 右

株式会社 LINE Pay株	PayPay株式会 社	ブリングシステム株 式会社	株式会社しんきん情 報サービス
東京都品川区西品川 一丁目一番一号	東京都千代田区紀尾 井町一番三号	東京都千代田区内幸 町一丁目一番一号	東京都港区港南一丁 目八番二七号
同 右	同 右	スマートフォン等の 電子機器の決済サー ビスによる徴収金の 収納	同 右
同 右	令和三年一月一日	同 右	同 右